

令和5年第2回都城市議会定例会（6月）

（議案第62号～第77号）

令和5年第2回都城市議会定例会付議事件名表（6月）

種類	番号	件名	頁
議案	62	専決処分した事件の報告及び承認について	1
議案	63	専決処分した事件の報告及び承認について	29
議案	64	専決処分した事件の報告及び承認について	37
議案	65	専決処分した事件の報告及び承認について	別冊
議案	66	専決処分した事件の報告及び承認について	別冊
議案	67	都城市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	47
議案	68	都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	53
議案	69	都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例の制定について	73
議案	70	令和5年度都城市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議案	71	令和5年度都城市一般会計補正予算（第3号）	別冊
議案	72	令和5年度都城市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案	73	工事請負契約の締結について	79
議案	74	工事請負契約の締結について	83
議案	75	工事請負契約の締結について	87
議案	76	財産の取得について	91
議案	77	和解の成立及び賠償金額の決定について	95

議案第62号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、都城市税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

令和5年6月12日提出

都城市長 池田 宜永

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

都城市税条例の一部を改正する条例の制定について（別紙）

理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第36号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年総務省令第37号）が令和5年4月1日から施行されることに伴い、緊急に都城市税条例（平成18年条例第99号）の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分するものである。

令和5年3月31日専決

都城市長 池 田 宜 永

都城市税条例の一部を改正する条例

都城市税条例（平成18年条例第99号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第34条の9（略）</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る<u>年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>3（略）</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2（略）</p>	<p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第34条の9（略）</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3（略）</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2（略）</p> <p>2 <u>前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動</u></p>

2. 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
3. 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
4. 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。
5. 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるの

がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

3. 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
4. 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
5. 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。
6. 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるの

は「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法)

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

2 (略)

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1)・(2) (略)

は「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法等)

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 (略)

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1)・(2) (略)

- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収することができる。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。
- 3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないとして認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。
- 4 (略)
- 5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、

- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収することができる。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。
- 3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないとして認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。
- 4 (略)
- 5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1

第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収）

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」と

という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直

いう。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の

ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

- 2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

（法人の市民税の申告納付）

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～4 （略）

方法により徴収するものとする。

- 2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（法人の市民税の申告納付）

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2～4 （略）

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 (略)

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節におい

3・4 (略)

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節におい

て「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 (略)

(略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

て「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 (略)

(略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は34号の2の5の2様式による納付書によって納付し

2 (略)

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。

なければならない。

2 (略)

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。

2とする。

18 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

19 (略)

20 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、0とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～11 (略)

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

13 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3

2とする。

18 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

19 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～11 (略)

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

13 (略)

年12月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2の2（略）

2・3（略）

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の6（略）

2（略）

3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条（略）

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2（略）

2・3（略）

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の6（略）

2（略）

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条（略）

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に定める字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に定める字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適

用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に定める字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に定める字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、

当該ガソリン軽自動車~~が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車~~が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に定める字句とする。~~~~

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車~~が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。~~

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに~~100分の10~~の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から~~令和5年度~~までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において

当該ガソリン軽自動車~~が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。~~

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車~~が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。~~

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに~~100分の10~~35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から~~令和8年度~~までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において

同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(読替規定)

第25条 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第153条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第28条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律

同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(読替規定)

第25条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第153条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第28条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律

(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の都城市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の都城市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき都城市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下、この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、

令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の都城市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車税に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第25条の規定の適用については、同項中、「第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部 市民税課】

条例名	【専決処分した事件の報告及び承認】 都城市税条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行日	令和 5 年 4 月 1 日（一部後日）	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	地方税法等の改正に伴い、国の施策に基づく下記の事項等について規定する必要があったため、標記条例に係る専決処分をしたことについて報告し、その承認を求めるもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>1 主な改正点</p> <p>(1) 第 34 条の 9 【配当割額又は株式譲渡所得割額の控除】</p> <p>(2) 第 36 条の 3 の 2 【個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書】</p> <p>(3) 第 38 条 【個人の市民税の徴収の方法等】</p> <p>(4) 第 41 条 【個人の市民税の納税通知書】</p> <p>(5) 第 44 条 【給与所得に係る個人の市民税の特別徴収】</p> <p>(6) 第 47 条 【給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ】</p> <p>(7) 第 47 条の 2 【公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収】</p> <p>(8) 第 47 条の 6 【年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ】</p> <p>(9) 第 48 条 【法人の市民税の申告納付】</p> <p>(10) 第 50 条 【法人の市民税に係る不足税額の納付の手続】</p> <p>(11) 第 82 条 【種別割の税率】</p> <p>(12) 附則第 8 条 【肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例】</p> <p>(13) 附則第 10 条の 2 【法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合】（参酌分を除く）</p> <p>(14) 附則第 10 条の 3 【新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告】</p> <p>(15) 附則第 15 条の 2 【軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例】</p> <p>(16) 附則第 15 条の 6 【軽自動車税の環境性能割の税率の特例】</p> <p>(17) 附則第 16 条 【軽自動車税の種別割の税率の特例】</p> <p>(18) 附則第 16 条の 2 【軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例】</p> <p>(19) 附則第 17 条の 2 【優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例】</p>		
関係する法令 及びその条項	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号） 地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号） 他		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考	令和 5 年 3 月 31 日専決処分		

議案第63号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

令和5年6月12日提出

都城市長 池田 宜永

専決第49号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
(別紙)

理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（令和5年総務省告示第102号）が令和5年4月1日から施行されることに伴い、緊急に都城市消防団員等公務災害補償条例（平成18年条例第258号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分するものである。

令和5年3月31日専決

都城市長 池 田 宜 永

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
 都城市消防団員等公務災害補償条例（平成18年条例第258号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(介護補償) 第9条の2 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の状態に変更があった場合には、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が別表第4 常時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>171,650円</u>を超えるときは、<u>171,650円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>75,290円</u>以下である場合に限る。） <u>75,290円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が別表第4 随時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき</p>	<p>(介護補償) 第9条の2 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の状態に変更があった場合には、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が別表第4 常時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>172,550円</u>を超えるときは、<u>172,550円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>77,890円</u>以下である場合に限る。） <u>77,890円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が別表第4 随時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき</p>

(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が85,780円を超えるときは、85,780円)

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が37,600円以下である場合に限る。) 37,600円

(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が86,280円を超えるときは、86,280円)

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が38,900円以下である場合に限る。) 38,900円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の都城市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第2項の規定は、施行日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部 危機管理課】

条例名	【専決処分した事件の報告及び承認】都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行日	令和 5 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の改正に伴い、非常勤消防団員等の介護補償の額を改定する必要があったため、標記条例に係る専決処分をしたことについて報告し、その承認を求めるもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>●非常勤消防団員等が、損害補償の適用を受け介護を要する状態となった場合、市町村は介護に要した費用を介護補償として支給する。</p> <p>●介護補償の額は「常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額」とされているが、この金額が改正されたことに伴い、都城市消防団員等公務災害補償条例を次のように改正する。</p> <p>損害補償に係る介護補償の額</p> <p>(1) 常時介護を要する状態</p> <p>最高限度額 (月額) 171,650 円 → 172,550 円</p> <p>最低限度額 (月額) 75,290 円 → 77,890 円</p> <p>(2) 随時介護を要する状態</p> <p>最高限度額 (月額) 85,780 円 → 86,280 円</p> <p>最低限度額 (月額) 36,700 円 → 38,900 円</p> <p>※いずれの額も労働者災害補償における介護 (補償) 給付の最高限度額及び最低補償額と同額</p>		
関係する法令 及びその条項	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令 (昭和 31 年政令第 335 号) 第 6 条の 2		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考	令和 5 年 3 月 31 日専決処分		

議案第64号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

令和5年6月12日提出

都城市長 池田 宜永

専決第50号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（別紙）

理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）が令和5年4月1日から施行されることに伴い、緊急に都城市国民健康保険税条例（平成18年条例第157号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分するものである。

令和5年3月31日専決

都城市長 池 田 宜 永

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

都城市国民健康保険税条例（平成18年条例第157号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（課税額）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4（略）</p> <p>（保険税の減額）</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から別表第4に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から別表第5に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から別表第6に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給</p>	<p>（課税額）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4（略）</p> <p>（保険税の減額）</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から別表第4に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から別表第5に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から別表第6に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給</p>

与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。以下「5割軽減対象者」という。)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。以下「2割軽減対象者」という。)

(特例対象被保険者等に係る申告)

第27条の3 (略)

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。) その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類を提出しなければならない。

与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。以下「5割軽減対象者」という。)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。以下「2割軽減対象者」という。)

(特例対象被保険者等に係る申告)

第27条の3 (略)

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。) 又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)を提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の都城市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以降の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：健康部 保険年金課】

条例名	【専決処分した事件の報告及び承認】都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行日	令和 5 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	地方税法施行令等の改正に伴い、基礎課税額等の限度額及び軽減判定の基準額の改定を行う必要があったため、標記条例に係る専決処分をしたことについて報告し、その承認を求めるもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 国保税の後期高齢者支援金等課税額の限度額引上げ（第 3 条第 3 項、第 27 条）</p> <p> 【現行】 【令和 5 年度】</p> <p> 後期高齢者支援金等課税額 20 万円 → 後期高齢者支援金等課税額 22 万円</p> <p>2 国保税の軽減判定の基準額引上げ（第 27 条第 1 項 2 号、3 号）</p> <p> 【現行】 【令和 5 年度】</p> <p> 5 割軽減対象者 28 万 5 千円 → 5 割軽減対象者 29 万円</p> <p> 2 割軽減対象者 52 万円 → 2 割軽減対象者 53 万 5 千円</p> <p>3 特例対象被保険者等に係る申告（第 27 条の 3 第 2 項）</p> <p> 「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第 19 条第 3 項に規定するものをいう。）」に改める。</p>		
関係する法令及びその条項	地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 56 条の 88 の 2、第 56 条の 89		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考	令和 5 年 3 月 31 日専決処分		

議案第67号

都城市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

都城市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和5年6月12日提出

都城市長 池田 宜永

都城市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
 都城市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成18年条例第64号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(普通財産の譲与及び減額譲渡)</p> <p>第3条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> <p>(1) 他の地方公共団体その他公共団体又は<u>公共的団体</u>において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため普通財産を他の地方公共団体その他公共団体<u>又は公共的団体</u>に譲渡するとき。</p> <p>(2) 他の地方公共団体その他公共団体<u>又は公共的団体</u>において維持及び保存の費用を負担した公用<u>若しくは公共用</u>又は<u>公益事業の用</u>に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該地方公共団体その他公共団体<u>又は公共的団体</u>に譲渡するとき。</p> <p>(3) 公用<u>若しくは公共用</u>又は<u>公益事業の用</u>に供する公有財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。</p> <p>(4) 公用<u>若しくは公共用</u>又は<u>公益事業の用</u>に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。</p>	<p>(普通財産の譲与及び減額譲渡)</p> <p>第3条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> <p>(1) 他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため普通財産を他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。<u>ただし、時価から3割以内の減額を限度とする。</u></p> <p>(2) 他の地方公共団体その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した公用<u>又は公共用</u>に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。</p> <p>(3) 公用<u>又は公共用</u>に供する公有財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。</p> <p>(4) 公用<u>又は公共用</u>に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。</p>

(物品の譲与及び減額譲渡)

第6条 物品は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1) (略)

(2) 公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうちその用途を廃止した場合には、当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡することを寄附の条件として定めたものをその条件に従い譲渡するとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(物品の譲与及び減額譲渡)

第6条 物品は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1) (略)

(2) 公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうちその用途を廃止した場合には、当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡することを寄附の条件として定めたものをその条件に従い譲渡するとき。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部 財産活用課】

条例名	都城市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	他の地方公共団体その他公共団体に対し、市の普通財産を譲渡する際における減額可能割合の規定を新たに設け、判断基準を明確にするため、また、それ以外の団体等に対し、市の普通財産を減額譲渡する際は、全て議会の議決を経ることとするため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 第 3 条第 1 号にただし書を新設し、「他の地方公共団体その他公共団体」に市の普通財産を譲渡する場合の減額可能割合を「3 割」以内とする。 → この改正により、「他の地方公共団体その他公共団体」に、市の普通財産を時価の 3 割を超えて減額した対価で譲渡する場合（無償譲渡を含む。）は、議会の議決を経ることとなる。</p> <p>2 第 3 条第 1 号及び第 2 号の「公共的団体」の語を削除 → この改正により、「他の地方公共団体その他公共団体」以外の団体等に市の普通財産を減額譲渡する場合（無償譲渡を含む。）は、減額割合及び当該団体の種類にかかわらず、減額譲渡又は無償譲渡の相手方として適切かどうかも含めて、議会の議決を経ることとなる。</p>		
関係する法令及びその条項	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第68号

都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

都城市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月12日提出

都城市長 池田 宜永

都城市手数料条例の一部を改正する条例

都城市手数料条例（平成18年条例第101号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
種類	区分	単位	金額	備考	種類	区分	単位	金額	備考
(略)					(略)				
12 建築物 の延べ面 積の特例 許可申請 手数料	建築基準法第52条第 10項、第11項又は第 14項の規定に基づく 建築物の延べ面積の 敷地面積に対する割 合（以下「容積率」 という。）に関する 特例の許可の申請に 対する審査	(略)	(略)		12 建築物 の延べ面 積の特例 認定申請 手数料	建築基準法第52条第 6項第3号の規定に 基づく建築物の延べ 面積の敷地面積に対 する割合（以下「容 積率」という。）に 関する特例の認定の 申請に対する審査	1 件	27,000円	
13 (略)					13 建築物 の延べ面 積の特例 許可申請 手数料	建築基準法第52条第 10項、第11項又は第 14項の規定に基づく 建築物の容積率に関 する特例の許可の申 請に対する審査	(略)	(略)	
14 (略)					14 (略)				
15 (略)					15 (略)				
16 (略)					16 (略)				
16 (略)					17 (略)				

17	建築物 の高さの 許可申請 手数料	建築基準法第55条第 3項第1号又は第2 号の規定に基づく建 築物の高さの許可の 申請に対する審査	(略)
18	(略)		
19	(略)		
20	(略)		
21	(略)		
22	(略)		
23	(略)		
24	(略)		
25	(略)		
26	(略)		
27	(略)		
28	(略)		
29	(略)		
30	(略)		
31	(略)		
32	(略)		
33	(略)		
34	(略)		
35	(略)		
36	(略)		
37	(略)		
38	(略)		
39	(略)		
40	(略)		

18	建築物 の高さの 許可申請 手数料	建築基準法第55条第 3項、第4項第1号 又は第2号の規定に 基づく建築物の高さ の許可の申請に対す る審査	(略)
19	(略)		
20	(略)		
21	(略)		
22	(略)		
23	(略)		
24	(略)		
25	(略)		
26	(略)		
27	(略)		
28	(略)		
29	(略)		
30	(略)		
31	(略)		
32	(略)		
33	(略)		
34	(略)		
35	(略)		
36	(略)		
37	(略)		
38	(略)		
39	(略)		
40	(略)		
41	(略)		

41	(略)	
42	(略)	
43	(略)	
44	(略)	
45	(略)	
46	(略)	
47	(略)	
48	(略)	
49	(略)	
50	(略)	
51	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 (略)	1・2 (略) 3 認定申請に係る建築物の全部又は一部が共同住宅の場合であって、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の

42	(略)	
43	(略)	
44	(略)	
45	(略)	
46	(略)	
47	(略)	
48	(略)	
49	(略)	
50	(略)	
51	(略)	
52	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 (略)	1・2 (略)

一層の
促進そ
の他の
建築物
の低炭
素化の
促進の
ために
誘導す
べき基
準（平
成24年
経済産
業省・
国土交
通省・
環境省
告示第
119号）
Iの第
2の2
一 3
（2）ロ
の数値
を設計
一次エ
ネルギー
消費
量とす

			るときは、床面積の合計から共用部分の床面積を除いて算定した額とする。		
5.2	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	(略)	1・2 (略) 3 認定申請に係る建築物の全部又は一部が共同住宅の場合であつて、建築物に係るエネルギーの使	5.3	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料
					(略)
					1・2 (略)

用の合理化の
一層の
促進その
他の
建築物
の低炭
素化の
促進の
ために
誘導す
べき基
準 I の
第 2 の
2-3
(2)ロ
の数值
を設計
一次エ
ネルギー
消費
量とす
るとき
は、床
面積の
合計か
ら共用
部分の
床面積

		を除いて算定した額とする。					
53	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(略)	1 ～ 3 (略) 4 認定申請に係る建築物の全部又は一部が共同住宅の場合であって、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業	54	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(略)	1 ～ 3 (略) 4 認定申請に係る建築物の全部又は一部が共同住宅の場合であって、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業

省・国土交通省令第1号。以下この項から54の項までにおいて「省令」という。)第4条第3項第2号の数值を設計一次エネルギー消費量とするときは、床面積の合計から共用部分の床面積を除

省・国土交通省令第1号。以下この項及び55の項において「省令」という。)第4条第3項第2号の数值を設計一次エネルギー消費量とするときは、床面積の合計から共用部分の床面積を除

					て算定した額とする。
54 (略)					
55 (略)					
56	変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定手数料	(略)	(略)	(略)	(略)
				当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じて、次に掲げる金額 (1) (略) (2) 当該床面積の合計が300平方メートル以上の場合当該床面積の合計の区分に応じ55の項に掲げる金額と同一の金額	
			(略)	当該増加に	

					て算定した額とする。
55 (略)					
56 (略)					
57	変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定手数料	(略)	(略)	(略)	(略)
				当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じて、次に掲げる金額 (1) (略) (2) 当該床面積の合計が300平方メートル以上の場合当該床面積の合計の区分に応じ56の項に掲げる金額と同一の金額	
			(略)	当該増加に	

		係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じて、次に掲げる金額 (1) (略) (2) 当該床面積の合計が300平方メートル以上の場合当該床面積の合計の区分に応じ55の項に掲げる金額と同一の金額
(略)	(略)	当初判定部分の床面積の合計の区分に応じ、55の項に掲げる金額の2分の1に相当する金額

		係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じて、次に掲げる金額 (1) (略) (2) 当該床面積の合計が300平方メートル以上の場合当該床面積の合計の区分に応じ56の項に掲げる金額と同一の金額
(略)	(略)	当初判定部分の床面積の合計の区分に応じ、56の項に掲げる金額の2分の1に相当する金額

			(略)	当初判定部分の床面積の合計の区分に応じ、 <u>55</u> の項に掲げる金額の2分の1に相当する金額				(略)	当初判定部分の床面積の合計の区分に応じ、 <u>56</u> の項に掲げる金額の2分の1に相当する金額		
57	建築物 エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書交付手数料	(略)	(略)	当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じて、次に掲げる金額 (1) (略) (2) 当該床面積の合計が300平方メートル以上の場合、当該床面積の合計の区分に応じ <u>55</u> の項に掲げる金額と同一の金	(略)	58	建築物 エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書交付手数料	(略)	(略)	(略)	当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じて、次に掲げる金額 (1) (略) (2) 当該床面積の合計が300平方メートル以上の場合、当該床面積の合計の区分に応じ <u>56</u> の項に掲げる金額と同一の金

		額
	(略)	当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じて、次に掲げる金額 (1) (略) (2) 当該床面積の合計が300平方メートル以上の場合当該床面積の合計の区分に応じ <u>55</u> の項に掲げる金額と同一の金額
(略)	(略)	当初判定部分の床面積の合計の区分に応じ、 <u>55</u> の項に掲げる金額の2

		額
	(略)	当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じて、次に掲げる金額 (1) (略) (2) 当該床面積の合計が300平方メートル以上の場合当該床面積の合計の区分に応じ <u>56</u> の項に掲げる金額と同一の金額
(略)	(略)	当初判定部分の床面積の合計の区分に応じ、 <u>56</u> の項に掲げる金額の2

			分の1に相当する金額				分の1に相当する金額
		(略)	当初判定部分の床面積の合計の区分に応じ、 <u>55</u> の項に掲げる金額の2分の1に相当する金額			(略)	当初判定部分の床面積の合計の区分に応じ、 <u>56</u> の項に掲げる金額の2分の1に相当する金額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：土木部 建築対策課】

条例名	都城市手数料条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行による建築基準法の改正及び都市の低炭素化の促進に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>1 建築基準法第 52 条第 6 項第 3 号及び第 55 条第 3 項が新設されたことによる追加</p> <p>(1) 建築物の延べ面積の特例認定申請手数料 (第 12 項)</p> <p>区分：建築基準法第 52 条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合 (容積率) に関する特例の認定の申請に対する審査</p> <p>単位：1 件</p> <p>金額：27,000 円</p> <p>(2) 建築物の高さの許可申請手数料 (第 18 項)</p> <p>区分：建築基準法第 55 条 3 項、第 4 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査</p> <p>単位：1 件</p> <p>金額：160,000 円</p> <p>2 項追加による項番号の修正</p> <p>3 項ずれに伴う修正</p> <p>4 都市の低炭素化の促進に関する法律の改正に伴う備考の記載の削除 (第 52 項、第 53 項)</p>		
関係する法令及びその条項	建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 52 条第 6 項第 3 号、第 55 条第 3 項 都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成 24 年法律第 84 号) 第 54 条第 1 項第 1 号		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

都城市長 池田 宜永 様

都城市使用料等審議会
会 長 西川 英男

使用料等の額の制定について（答申）

令和5年4月7日付け都財第2号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

- 1 都城市手数料条例の一部改正について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表1]のとおり制定することが適当である。

審議会委員

会 長 西 川 英 男
委 員 上 原 誠 史
福 留 浪 子
横 山 幸 子
長 友 佳奈美

[別表 1]

○都城市手数料条例の一部改正について

(手数料の金額等)

第 2 条 徴収する手数料は、次に定めるとおりとする。

(1) 建築許可等関係手数料 別表第 1 のとおり

(2)～(6) (略)

別表第 1 (第 2 条関係)

種類	区分	単位	金額	備考
(略)				
12 建築物の延べ面積の特例認定申請手数料	建築基準法第 52 条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合 (以下「容積率」という。)に関する特例の認定の申請に対する審査	1 件	27,000 円	
(略)				
18 建築物の高さの許可申請手数料	建築基準法第 55 条第 3 項、第 4 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	1 件	160,000 円	
(略)				

議案第69号

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月12日提出

都城市長 池田 宜永

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例
 都城市都市公園以外の公園に関する条例（平成22年条例第43号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
都城市南部ふれあい広場	(略)	都城市南部ふれあい広場	(略)
山之口佐土原市民広場	(略)	<u>内堀集会所広場</u>	<u>都城市鷹尾四丁目4388番1</u>
(略)		山之口佐土原市民広場	(略)
		(略)	

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

議案第 69 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：土木部 住宅施設課】

条例名	都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 5 年 7 月 1 日	制定年月	平成 22 年 12 月
制定改廃の目的・背景	内堀団地の集会所広場を都市公園以外の公園とするため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	別表第 1 に名称「内堀集会所広場」、位置「都城市鷹尾四丁目 4388 番 1」を追加。		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第73号

工事請負契約の締結について

社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園多目的広場整備工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年6月12日提出

都城市長 池田 宜 永

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園多目的広場整備工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 311,520,000円 |
| 4 契約の相手方 | 徳満・真栄・南星 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市山田町山田9359番地
株式会社 徳満建設 |

議案第73号関係資料

社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園多目的広場整備工事

- 1 工事概要
- | | |
|----------------|-------------------------|
| 土工 | N=1 式 |
| 散水施設工 | N=1 式 |
| 排水施設工 | N=1 式 |
| グラウンド・コート舗装工 | A=15,136 m ² |
| グラウンド・コート施設整備工 | N=1 式 |
| 付属施設工 | N=1 式 |
| 擁壁工 | N=1 式 |
- 2 予定価格
- | |
|-----------------------------|
| 316,056,400円 (消費税及び地方消費税込み) |
| 287,324,000円 (消費税及び地方消費税抜き) |
- 3 落札価格
- | |
|-----------------------------|
| 311,520,000円 (消費税及び地方消費税込み) |
| 283,200,000円 (消費税及び地方消費税抜き) |
- 4 落札率 98.56%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額 (円)	摘要
大淀・坂元・相葉 特定建設工事共同企業体 (50:30:20)	285,000,000	
桜木・博栄・石原 特定建設工事共同企業体 (50:30:20)	285,000,000	
徳満・真栄・南星 特定建設工事共同企業体 (45:35:20)	283,200,000	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第74号

工事請負契約の締結について

社会資本整備総合交付金事業 都城運動公園整備 テニスコート照明工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年6月12日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 社会資本整備総合交付金事業 都城運動公園整備 テニスコート照明工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 180,774,000円 |
| 4 契約の相手方 | マエムラ・飯山・上野 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市蓑原町2296番地7
株式会社 マエムラ電設 |

議案第74号関係資料

社会資本整備総合交付金事業 都城運動公園整備 テニスコート照明工事

- 1 工事概要 電気設備工事
- ・電灯設備 N=一式
 - ・構内配電線路 N=一式
 - ・構内通信線路 N=一式
- 2 予定価格 185,790,000円 (消費税及び地方消費税込み)
168,900,000円 (消費税及び地方消費税抜き)
- 3 落札価格 180,774,000円 (消費税及び地方消費税込み)
164,340,000円 (消費税及び地方消費税抜き)
- 4 落札率 97.30%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額(円)	摘要
永幸・田之上・久保 特定建設工事共同企業体 (50:30:20)	166,870,000	
マエムラ・飯山・上野 特定建設工事共同企業体 (50:25:25)	164,340,000	落札
九電工・みやえい・ワサダ 特定建設工事共同企業体 (50:25:25)	166,400,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第75号

工事請負契約の締結について

社会資本整備総合交付金事業 都城運動公園 テニスコート外整備工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年6月12日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 社会資本整備総合交付金事業 都城運動公園 テニスコート外整備工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 516,890,000円 |
| 4 契約の相手方 | 丸昭・徳満・木場 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市山田町山田2112番地3
丸昭建設 株式会社 |

議案第75号関係資料

社会資本整備総合交付金事業 都城運動公園 テニスコート外整備工事

- 1 工事概要
- | | |
|----------------|-------------------------|
| テニスコート整備 | A=10,889 m ² |
| 雨水排水設備工 | N=1 式 |
| 園路広場整備工 | N=1 式 |
| グラウンド・コート施設整備工 | N=1 式 |
| 給水設備工 | N=1 式 |
| サブスタンド整備工 | N=1 式 |
| 施設撤去工 | N=1 式 |
- 2 予定価格
- | |
|-----------------------------|
| 525,088,300円 (消費税及び地方消費税込み) |
| 477,353,000円 (消費税及び地方消費税抜き) |
- 3 落札価格
- | |
|-----------------------------|
| 516,890,000円 (消費税及び地方消費税込み) |
| 469,900,000円 (消費税及び地方消費税抜き) |
- 4 落札率 98.43%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額(円)	摘要
丸昭・徳満・木場 特定建設工事共同企業体 (40:30:30)	469,900,000	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第76号

財産の取得について

次のとおり高規格救急自動車を取得することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年6月12日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|------------------------------|
| 1 取得財産 | 高規格救急自動車 |
| 2 数量 | 1台 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 32,747,000円 |
| 5 契約の相手方 | 都城市吉尾町57番地
宮崎日産自動車株式会社都城店 |

議案第76号関係資料

- 1 取得財産 高規格救急自動車
- 2 数 量 1台
- 3 予定価格 37,430,000円（消費税及び地方消費税込み）
- 4 落札価格 32,747,000円（消費税及び地方消費税込み）
- 5 落札率 87.48%

6 指名業者及び入札結果

指 名 業 者	第1回入札金額（円）	摘要
宮崎日産自動車株式会社都城店	32,747,000	落札
宮崎トヨタ自動車株式会社	33,445,760	

備考：入札金額は、消費税及び地方消費税込みの金額である。

7 車両の仕様

- (1) 高規格救急自動車
- (2) 乗車定員：7名以上
- (3) エンジン：ガソリンエンジン
- (4) トランスミッション：電子制御5速以上 A/T
- (5) 駆動方式：四輪駆動
- (6) 他積載品・付属品含む。

